

# 大分県報

令和三年  
第二三四号  
八月十七日

（火曜日）

## 告示

- 一 生活保護法等による医療機関の指定
- 二 生活保護法等による指定医療機関の廃止
- 三 生活保護法等による施術者（開設者である施術者）の指定
- 三 生活保護法等による施術者（開設者でない施術者）の指定
- 三 令和三年度の自衛官候補生の採用試験の期日並びに試験場の位置及び名称

## 公告

- 四 土地改良区の役員の就退任
- 五 所在不明者に対する保安林指定予定通知の揭示
- 五 競争入札参加者の資格に関する公示
- 七 一般競争入札の実施

## ○告示

### 大分県告示第五百十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

令和三年八月十七日

大分県知事 広瀬 勝 貞

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	指定年月日
---------	--------	-----	-------

しゅんたろう歯	医療法人 日・E・Fしゅんた	別府市新港町二番八二号	令三・六・一
---------	----------------	-------------	--------

科クリニック	ろう歯科クリニ		
太陽調剤薬局 荘園店	有限会社太陽調 剤薬局	別府市荘園町三組一	令三・七・一
かめがわ耳鼻咽 喉科	医療法人聡明会	別府市亀川四の湯町九番二号	令三・七・一
医療法人中尾循 環器科内科クリ ニック	医療法人中尾循 環器科内科クリ ニック	中津市加来二二八三―五一一	令三・六・一
医療法人さがら 小児科	医療法人さがら 小児科	中津市沖代町二丁目一番六〇	令三・七・一
熊谷循環器科内 科医院	医療法人松寿堂	中津市山国町守実三三二番地	令三・七・一
守谷医院	医療法人守谷医 院	中津市本耶馬溪町樋田九〇―三	令三・七・一
クリニック佐伯 の太陽	社会医療法人小 寺会	佐伯市駅前二丁目一番一―号	令三・七・一
水谷クリニック	医療法人光和会	中津市山国町守実八〇番地の一	令三・七・一
社会医療法人長 門莫記念会 直 川クリニック	社会医療法人長 門莫記念会	佐伯市直川上直見五六二―一	令三・三・一
のまさ小児科	本 田 貴 予	中津市大字蛸瀬六〇〇―一	令三・七・一
医療法人誠雅会 松元整形外科医 院	医療法人誠雅会	中津市三光土田一二四三番地の四	令三・七・一
こころの郷クリ ニック	社会福祉法人雄 仁会	竹田市大字飛田川一六一八番地二	令三・七・一

令和三年八月十七日

大分県報（告示）

吉武内科医院	医療法人基尚会	別府市大字鶴見四〇三八番地の二	令三・七・一	スワロー薬局照波園店	株式会社キツセ	別府市照波園町二二〇五一五	令三・七・一
しん整形外科リハビリテーション&スポーツクリニック	医療法人彩翔会	別府市東莊園二丁目一組	令三・七・一	スワロー薬局	株式会社キツセ	別府市石垣東一〇丁目四番三三三三	令三・八・一
医療法人北極会 しろくま歯科矯正 正歯科	医療法人北極会	別府市餅ヶ浜町七番一九号	令三・七・一	h・a株式会社 訪問看護ステーションあずき	h・a株式会社	中津市大字永添二七五一番九	令三・七・一
久保田クリニック	医療法人オムニス	別府市石垣東一〇丁目四番一七号	令三・八・一	きつき訪問看護ステーション	社会福祉法人ひまわり	杵築市大字大内字塩浜七七〇一番地一	令三・七・一
医療法人西耳鼻咽喉科医院	医療法人西耳鼻咽喉科医院	中津市大字上宮永一一一五番地の	令三・七・一	訪問看護ステーションむらはし	医療法人財団百善会	別府市千代町二番五号	令三・七・一
上人豊田歯科	医療法人上人豊田歯科	別府市上人仲町七〇〇番地一	令三・七・一	訪問看護ステーションくろき	医療法人社団春日会	別府市平田町二番二二二	令三・七・一
有限会社やまと薬局	有限会社やまと薬局	中津市大字上宮永三〇〇番地一	令三・七・一	セントケア訪問看護ステーション別府	セントケア九州株式会社	別府市石垣西四丁目五一一二九 十歩ビル一階	令三・七・一
スカイメデイカルつるみ薬局	株式会社スカイメデイカルホールディングス	別府市莊園六組四	令三・七・一	一燈園訪問看護ステーション	社会福祉法人一燈園	別府市大字南立石字板地中須賀一九二七番地一	令三・七・一
セスナ薬局千代町店	株式会社セスナ	別府市千代町八二番一	令三・七・一	<p><b>大分県告示第五百十四号</b></p> <p>生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。</p> <p>令和三年八月十七日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>			
セスナ莊園薬局	株式会社セスナ	別府市莊園町九組一	令三・七・一				
有限会社くらうん薬局	有限会社くらうん薬局	別府市中央町六一二二	令三・七・一				
(有)春木薬局	有限会社春木薬局	別府市大字北石垣一五二六番地の二	令三・七・一				
医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	廃止年月日				
日代歯科医院	目代 澄 男	別府市上人西三組二	令三・五・三				

しゅんたるう歯 科クリニック	谷口 俊太郎	別府市新港町二番八二号	令三・五・三一
-------------------	--------	-------------	---------

大分県告示第五百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり医療扶助のための施術を担当させる施術者（開設者である施術者）を指定した。

令和三年八月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

施術者の氏名	松川 隆	元気塾	竹田市大字会々二二五〇一一	令三・五・一
施術所の名称	所在地	指定年月日		

大分県告示第五百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり医療扶助のための施術を担当させる施術者（開設者でない施術者）を指定した。

令和三年八月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

施術者の氏名	川島 昭 広	竹田市直入町大字長湯字喜三郎三一九二一一	令三・五・二四
施術者の氏名	柳 沼 惠 奈	別府市船小路町三一一九 三洋ハイツ二〇二号	令三・五・二四
指定年月日			

小野 洋	別府市秋葉町四一二四 センチュリーハイツ日名子 一四〇六号	令三・六・二三
羽生 靖 征	別府市野田五組	令三・六・二三

大分県告示第五百十七号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第一百七十七条第一項及び第一百八条の規定により、令和三年年度の自衛官候補生の試験期日並びに試験場の位置及び名称を次のように定める。

令和三年八月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 筆記試験	試験期 日	試験場の位置及び名称
--------	-------	------------

- 大分会場  
大分市東春日町一七一一〇  
大分第二ソフィアプラザビル  
二階（ソフィアホール）
- 別府会場  
別府市青山町五七七三  
別府豊泉荘
- 宇佐会場  
宇佐市大字辛島一九八一二  
宇佐商工会議所
- 日田会場  
玖珠郡玖珠町塚脇四六二一一  
玖珠自治会館
- 竹田会場  
竹田市久住町大字久住六一五四  
竹田市久住公民館
- 佐伯会場

令和三年九月十八日



<p>森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により通知した次の者については、その所在が不明なので、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林予定森林の所在する市町村の事務所に掲示する。</p> <p>令和三年八月十七日</p>		<p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>	
一	所在の不明な者の氏名及び掲示場所	大分県知事 広 瀬 勝 貞	豊後大野市役所
二	通知の要旨	大分県知事 広 瀬 勝 貞	
<p>令和三年六月四日付け大分県告示第四百七号により行つた森林法第三十条の規定による通知</p> <p>~~~~~</p> <p>森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により通知した次の者については、その所在が不明なので、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林予定森林の所在する市町村の事務所に掲示する。</p> <p>令和三年八月十七日</p>			
一	所在の不明な者の氏名及び掲示場所	大分県知事 広 瀬 勝 貞	
二	通知の要旨	大分県知事 広 瀬 勝 貞	
<p>令和三年六月一日付け大分県告示第三百九十六号により行つた森林法第三十条の規定による通知</p> <p>~~~~~</p> <p>森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により通知した次の者については、その所在が不明なので、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林予定森林の所在する市町村の事務所に掲示する。</p> <p>令和三年八月十七日</p>			
一	所在の不明な者の氏名	大分市役所	
二	通知の要旨	大分市役所	

令和三年八月十七日

大分県報（公告）

年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班  
〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号  
電話 ○九七（五〇六）二九六五

3 申請の時期

令和三年八月十七日（火曜日）から同月三十日（月曜日）までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和四年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和四年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2020.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の1の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合

(三) 資格審査の申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合

2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格者に通知するものとする。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和三年八月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする物品等の種類

教育用コンピュータ 一式

二 競争入札の参加者資格

1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権を得ない者

(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は都道府県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班  
〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号  
電話 〇九七(五〇六)二九六五

3 申請の時期

令和三年八月十七日(火曜日)から同月三十日(月曜日)までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和四年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和四年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2020.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の1の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合

(三) 資格審査の申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合

2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和3年8月17日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

1 競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の種類

フルコールド(ブドウ糖)製造装置

(2) 納入期限

令和4年3月31日

(3) 納入場所

大分県知事が指定する場所

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格(令和2年大分県告示第326号)第1条に規定する入札参加資格を取得している者であること。

(3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。

(4) この調達に係る仕様書に基づき、入札参加申請の手続を行った者であること。

(5) この公告の日から11に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

(6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

<p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会連念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>3 入札参加申請の方法及び期間</p> <p>大分県物品等電子入札システム（以下「物品等電子入札システム」という。）により入札参加申請を、令和3年8月17日（火）午前10時から同年9月14日（火）午前10時までにを行うこと。</p> <p>なお、紙による入札参加を希望する者は、「紙入札参加届出書（大分県物品等電子入札システム運用基準（以下「運用基準」という。）様式第5号）」及び入札参加資格に係る「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを、令和3年9月14日（火）午前10時（必着）までに持参又は郵送（書留郵便）により提出先に提出すること。</p> <p>提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2966</p> <p>4 入札参加資格のない者で入札を希望する者の手続</p> <p>競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。</p> <p>(1) 申請の時期 令和3年8月17日（火）から同月30日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手方法</p>	<p>大分県ホームページより申請書類をダウンロードし、又は(3)にて交付を受けること。 URL <a href="https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2020.html">https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2020.html</a></p> <p>(3) 申請書類の提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2965</p> <p>5 契約に関する事務を担当する部局の名称 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2966</p> <p>6 契約条項を示す場所及び日時 大分県ホームページ及び物品等電子入札システム上に令和3年9月28日（火）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。</p> <p>7 物品等電子入札システムの利用 本案件は、物品等電子入札システムで行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか運用基準による。</p> <p>なお、紙による入札参加を希望する者は、入札書を10枚に掲げる提出場所及び提出期限までに提出すること。</p> <p>8 物品等電子入札システム、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨 (1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨</p> <p>9 物品等電子入札システムによる入札金額の入力期間 入札参加申請が承認された時から令和3年9月28日（火）午前10時まで</p> <p>10 紙による入札参加を希望する場合は入札書の提出場所及び提出期限 (1) 提出場所 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 (2) 提出期限 令和3年9月27日（月）午後5時までに必着のこと。</p> <p>11 物品等電子入札システムによる開札 開札予定日時 令和3年9月28日（火）午前10時30分</p> <p>12 再入札 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、入札金額入力期限、開札日時及び最低入札価格を別途通知する。</p>
---	--



<p>止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。</p> <p>なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会連念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</p> <p>3 入札参加申請の方法及び期間</p> <p>大分県物品等電子入札システム（以下「物品等電子入札システム」という。）により入札参加申請を、令和3年8月17日（火）午前10時から同年9月14日（火）午前10時までに行うこと。</p> <p>なお、紙による入札参加を希望する者は、「紙入札参加届出書（大分県物品等電子入札システム運用基準（以下「運用基準」という。）様式第5号）」及び入札参加資格に係る「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを、令和3年9月14日（火）午前10時（必着）までに持参又は郵送（書留郵便）により提出先に提出すること。</p> <p>提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2966</p> <p>4 入札参加資格のない者で入札を希望する者の手続</p> <p>競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。</p> <p>(1) 申請の時期 令和3年8月17日（火）から同月30日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午</p>	<p>前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手方法</p> <p>大分県ホームページより申請書類をダウンロードし、又は(3)にて交付を受けること。</p> <p>URL <a href="https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2020.html">https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2020.html</a></p> <p>(3) 申請書類の提出先</p> <p>大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2965</p> <p>5 契約に関する事務を担当する部局の名称</p> <p>大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2966</p> <p>6 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>大分県ホームページ及び物品等電子入札システム上に令和3年9月28日（火）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。</p> <p>7 物品等電子入札システムの利用</p> <p>本案件は、物品等電子入札システムで行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか運用基準による。</p> <p>なお、紙による入札参加を希望する者は、入札書を10枚に掲げる提出場所及び提出期限までに提出すること。</p> <p>8 物品等電子入札システム、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>9 物品等電子入札システムによる入札金額の入力期間</p> <p>入札参加申請が承認された時から令和3年9月28日（火）午前10時まで</p> <p>10 紙による入札参加を希望する場合の入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県会計管理局用度管財課物品調達班</p> <p>(2) 提出期限 令和3年9月27日（月）午後5時までに必着のこと。</p> <p>11 物品等電子入札システムによる開札</p> <p>開札予定日時 令和3年9月28日（火）午前10時30分</p>
---	--

<p>12 再入札 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、入札金額入力期限、開札日時及び最低入札価格を別途通知する。</p> <p>13 入札保証金に関する事項 見積総額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>14 契約保証金に関する事項 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (2) 過去2年間に国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>15 入札の無効 大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。 なお、無効入札をした者は、再入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの (2) 入札に関する条件に違反したもの (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。 (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>16 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>17 落札者の決定の方法 (1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。 (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、物品等電子入札システム</p>	<p>において、電子くじによる落札者決定を行う。</p> <p>18 その他 この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>19 Summary (1) One set of Computer for Education (2) Time limit for tender 10:00 am. 28 September. 2021 (3) Management Bureau Address Property Management Division Oita Prefectural Government 3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8501 TEL 097-506-2966</p>
--	--